

第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画

「1日20分読書運動」

～ 本がひらく わたしの未来 ～

令和6年3月



鹿児島県

鹿児島県教育委員会

目次

はじめに	1
鹿児島県における読書活動推進	
第1章 第4次計画期間（令和元年度～5年度）における取組と課題	3
1 主な取組と成果	
2 第4次計画期間における現状と課題等	
第2章 基本的方針	8
「1日20分読書」運動～本がひらく わたしの未来～	
1 不読率の低減	
2 子どもの視点に立った読書活動の推進	
3 多様な子どもたちの読書機会の確保	
4 デジタル社会に対応した読書環境の整備	
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	10
I 共通事項	
1 連携・協力	
2 人材育成	
3 普及活動	
II 家庭における子どもの読書活動の推進	
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭の取組の促進等	
III 地域における子どもの読書活動の推進	
1 公立図書館	
2 民間団体等への支援	
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	
1 幼稚園・保育所・認定こども園等	
2 小学校・中学校・義務教育学校	
3 高等学校	
4 障害のある子どもの読書活動の推進	
5 学校図書館の機能強化	
第4章 推進体制の整備	29
1 子どもの読書活動の推進体制の整備	
2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	
3 各種団体等との連携・協力の促進	
〈資料〉	
○ 第5次推進計画における達成目標	30
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	31
○ 子どもの読書活動に関するホームページ一覧	33
○ 第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画の概要	34

はじめに

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本県においては、全国に先駆けて、昭和35年に「親子20分読書運動」がスタートし、その後、様々な読書活動が行われてきました（p. 2 参照）。平成16年2月には「鹿児島県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月には第2次計画、平成26年1月には第3次計画、平成30年12月には第4次計画を策定し、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。

第4次計画期間までの間に、「地域の読書活動グループ活性化研修会（H25～H27 県立図書館）」「子ども読書活動推進スキルアップ研修会（H28～H30 県立図書館）」「読書活動推進スキルアップ研修会（R1～R3 県立図書館）」「鹿児島県高校生ビブリオバトル大会（H27～ 社会教育課）」等を開催し、読書グループの活性化、読書活動の推進に関わる方々のスキルアップ、高校生の読書活動の推進等を図りました。また、県立図書館情報システムの更新（R3年12月）に伴い、横断検索システムも更新しました。

第4次計画策定後、国による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）の制定（令和元年6月）、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（令和4年1月）等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも大きく影響を与えている可能性があります。本県でも、1人1台端末の環境下で学習を進められるように環境が整ってきています。今後は、これらの端末を用いた読書の仕方についても検討していく必要があります。

本県では、令和5年3月に策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次計画）」を基本とし、第4次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動が一層推進されるよう、第5次計画を策定しました。本計画の実施期間は、令和6年度からおおむね5年間とします。

なお、本県では、全ての市町村において独自の「子ども読書活動推進計画」が策定されていますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下推進法）第9条第2項に規定されているように、国や県の計画を基本とするとともに、各市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、適切な時期に改訂を行い、可能な限り具体的な目標を設定し、子どもの読書活動が推進されることを期待します。

鹿児島県における読書活動推進

親子20分読書運動（昭和35年～）

鹿児島県立図書館 久保田彦穂（椋鳩十）館長が提唱。
県内各地に広がり，各地域で様々な取組がなされ，その精神は今なお深く根付いています。

県においては，近年（平成元年以降）次のような事業を展開しています。

豊かなまちづくり読書推進事業（平成元年～7年）

- ・ 地区親子読書巡回セミナー
- ・ 読書推進キャンペーン

心を育てる「本も友だち20分間運動」推進事業（平成8年～12年）

- ・ 読書シンポジウム
- ・ ポスターの作成・配布

乳幼児期からの読書活動の推進（平成13年～15年）

- ・ 「絵本ガイド」の作成・配布
- ・ 指導者育成の研修会

「広げよう深めよう『読み聞かせ』指導者研修会」（平成16年～18年）

- ・ 父親も対象とした読み聞かせの指導者研修会

「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業（平成19年～21年）

- ・ 指導者を対象とした研修会

かごしまっ子20分読書運動 「いつも身近に1冊の本を」（平成21年～25年）

- ・ 読書活動推進員養成講座（読書ボランティアグループの育成）
- ・ おやこ一冊読書
- ・ 地域の読書活動グループ活性化研修会

「1日20分読書」運動 「いつも身近に1冊の本を」（平成26年～30年）

- ・ 子ども読書活動推進スキルアップ研修会
- ・ 鹿児島県高校生ビブリオバトル大会

「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～（令和元年～令和5年）

- ・ 鹿児島県高校生ビブリオバトル大会
- ・ 読書活動推進スキルアップ研修会

鹿児島県子ども読書活動推進計画

第1次
H16年度
から
H20年度

第2次
H21年度
から
H25年度

第3次
H26年度
から
H30年度

第4次
R元年度
から
R5年度

第1章 第4次計画期間（令和元年度～5年度）における取組と課題

1 主な取組と成果

(1) 家庭・地域における取組と成果

- ア 全ての市町村において「市町村子ども読書活動推進計画」が策定され、第4次計画策定後、81.4%の市町村で計画の改定が行われています。
- イ 平成23年2月から県立図書館横断検索システムを導入し、県内の90公共図書館・室や10大学等の附属図書館が参加しています。（R5年4月現在）
- ウ 県内の公立図書館・室の93.2%に児童コーナーが設置され、83.6%の図書館・室でお話会が実施されています。
また、図書館ボランティアを養成し、ボランティア活動の場を提供する図書館・室が増加しています。
- エ 県立図書館では、読書活動に関する知識と技能の向上を目的とした「読書活動推進スキルアップ研修会」を県内で開催し、令和元年度から3年間で303人が参加しました。令和4年度からは、子ども読書活動の推進とともに、大人の読書活動の充実を図ることで、読書環境をより豊かなものにするため、「読書の魅力を伝える活動推進研修会」を開催しています。
- オ 県立図書館では、県内の高校生が自分自身で読んだ本を推薦するブックリスト「鹿児島県の高校生が薦める本（令和4年版）」を発行しました。
- カ 平成27年度から「鹿児島県高校生ビブリオバトル大会」を継続開催し、県内の高校でも活動が広がり、読書活動の推進が図られています。
- キ 公立図書館・室の司書（補）の資格を有する職員が増加しています。
〈H30年度：200人→R5年度：234人〉
- ク 県内の公立図書館・室の総購入冊数や総貸出冊数に占める児童書の割合は高まりました。しかし、児童書の貸出冊数は減少傾向にあります。

(2) 学校における取組と成果

ア 全ての小学校・中学校・高等学校が、回数・時間・方法等を工夫しながら朝読書等の全校一斉読書活動に取り組んでいます。

【全校一斉読書活動の実施状況】

小学校		中学校		高等学校	
県	国	県	国	県	国
100.0%	90.5%	100.0%	85.9%	100.0%	39.0%

(令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び令和5年度県教育庁調査)

イ 本県は小規模校が多いにもかかわらず、公立学校において学校司書を配置する学校の割合は、全国平均より高い状況です。

なお、司書教諭の配置が義務付けられている12学級以上の学校について、本県公立小・中学校では100%発令されています。

【学校司書の配置率】

小学校		中学校		高等学校	
県	国	県	国	県	国
89.7%	69.1%	89.8%	65.9%	100.0%	66.4%

(令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

【司書教諭の発令状況（12学級以上）】

小学校		中学校		高等学校	
県	国	県	国	県	国
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び令和5年度県教育庁調査)

ウ 小学校・中学校・高等学校の調査期間（国は5月，県は10月の1か月間）における平均読書冊数は，全国平均よりも多い状況です。

【1か月間の一人当たりの平均読書冊数】

小学校		中学校		高等学校	
県	国	県	国	県	国
23.0冊	12.6冊	7.9冊	5.5冊	1.9冊	1.9冊

(令和5年度全国学校図書館協議会「学校読書調査」及び令和5年度県教育庁調査)

2 第4次計画期間における現状と課題等

第4次計画では、7つの達成目標を掲げましたが、達成の現状は下の表のとおりです。

この期間、新型コロナウイルス感染症対策として、学校、図書館及び地域での活動の制限がありました。

	取組の主体	項目	令和5年度までの目標値	
			H29年度の状況	R4年度の状況
①	市町村及び公立図書館・室	保護者を対象とする、読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施	90.0%	
			79.1%	30.2%
②	市町村及び公立図書館・室	公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施	80.0%	
			65.1%	39.5%
③	市町村及び公立図書館・室	子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等の実施	70.0%	
			41.9%	16.3%
④	市町村及び小学校・中学校	学校図書館図書標準の達成	小 85.0% 中 70.0%	
			※1 小 64.8% 中 52.0%	※2 小 67.1% 中 51.7%
⑤	高等学校	不読率の改善	26.0%	
			33.0%	33.0%
⑥	高等学校	友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の実施	全校実施	
				全校実施
⑦	市町村及び公立図書館・室	優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰	70.0%	
			62.8%	39.5%

※1はH28年度文部科学省調査の数値

※2はR2年度文部科学省調査の数値

(1) 家庭・地域に関わる課題と背景

- ア 乳幼児健康診断等の機会に、市町村でブックスタート事業等子どもへの読み聞かせや保護者への講義等を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策として中止とした市町村が多く、目標値に達していません。しかしながら、再開している市町村も増えてきています。乳幼児期に本と触れ合う経験は、その後の読書習慣を形成することから、市町村においては、一層乳幼児期の読書活動の推進に積極的に取り組むことが望まれます。
- イ 公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とした合同の研修会を実施している市町村の割合は、目標値に届いていません。これも、新型コロナウイルス感染症対策として研修会を中止した市町村が多かったことによります。子どもの読書活動を推進するためには、学校と連携・協力した取組が効果を上げることから、公立図書館・室職員と学校司書等が合同で研修することが望まれます。
- ウ 子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等を実施している市町村数は、新型コロナウイルス感染症対策として研修会が中止された影響で減っています。図書館におけるボランティア活動は子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることから、新たなボランティアの養成が望まれます。
- エ 優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰を行う市町村も目標値には達していません。市町村においては、学校・図書館・民間団体及び個人に対して表彰を行うことで、その取組の奨励を図ることが望まれます。

(2) 学校に関わる課題と背景

- ア 学校図書館図書標準の達成については、年々達成状況の数値が上昇していますが、目標値には達していません。
文部科学省において、令和4年度から令和8年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されて、学校での授業改善が進められる中、児童生徒の情報収集や資料活用を支援する資料構成と十分な資料規模を備えることが望まれ、全ての公立小中学校などで学校図書館図書標準の達成を目指すこととしています。

【図書標準に達している学校の割合】

小学校		中学校	
県	国	県	国
67.1%	71.2%	51.7%	61.1%

(令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

今後とも、県としても市町村に対して、より一層、学校図書館図書標準の達成について周知・徹底を図っていくこととします。

イ ほとんどの市町村の小学校・中学校に学校司書が配置されていますが、勤務形態が非常勤で、複数の学校を兼務するなど、勤務時間が限られている学校も見られます。

学校司書は、図書館の管理や読書活動の推進等に中心的な役割を果たすものであり、学校図書館の運営状況や読書活動の推進には、学校司書の有無で差が見られます。市町村においては、その重要性を認識し、各学校への適切な配置を更に進めることが期待されます。

ウ 本県児童生徒の1か月の平均読書冊数は、全国平均よりも多い状況ですが、読書量としての読書冊数は、学年が上がるにつれて減少しています。1冊当たりの文字量や内容を考えると、読書冊数の多寡を問うばかりでなく、成長に応じた読書の質の変化に着目していく必要があります。

【1か月間の一人当たりの平均読書冊数（抽出学年）】

	小2年	小4年	小6年	中1年	中2年	中3年	高2年
令和5年度	28.3冊	23.6冊	17.7冊	9.8冊	7.8冊	5.8冊	1.9冊
令和元年度	30.1冊	24.2冊	18.0冊	7.4冊	6.0冊	4.8冊	7.9冊

（令和5年度教育庁調査「1か月の読書量調べ」）

中学生や高校生は勉強や部活動等の時間が増え、読書の時間を確保しづらいということもありますが、青年期の読書は人格を形成していく上で重要な働きをするものであり、自分自身を見つめる時間としても意義があります。

各学校では、児童生徒の成長に応じた図書を紹介や読書の方法に配慮するとともに、1日20分程度の読書が習慣化し生活の一部となるよう、読書活動の啓発に力を入れていく必要があります。

エ 全ての高等学校で全校一斉読書（朝読書を含む。）が実践されているにもかかわらず、高校生の不読率は34.3%であり、不読者の解消は引き続き課題となっています。不読率とは1か月に1冊も本を読み終えることができなかった人の割合ですが、一方では1か月に4冊以上本を読む生徒も13%おり、二極化の傾向も見られます。

不読率改善のためには、生徒たちが本に接するための環境整備及び取組の実施が重要です。学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組や、探究的な学習活動での学校図書館等の利活用など、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組を推進することが求められます。

【学校種ごとの不読率】

	本県	全国
小学生	1.5%	7.0%
中学生	9.6%	13.1%
高校生	34.3%	43.5%

（令和5年度全国学校図書館協議会「学校読書調査」及び令和5年度県教育庁調査）

オ 高校生の1か月の読書量と不読率の実態を踏まえ、高等学校の図書館利用・状況を見ると、1人当たりの年間平均貸出冊数は7.5冊にとどまり、十分には改善されていない状況です。

【学校図書館における高校生1人当たりの年間平均貸出冊数】

平成30年度 9.1冊 → 令和4年度 7.5冊

(令和5年度県教育庁調査)

生徒の図書館利用を促進するためには、館外でのPR活動や生徒の来館を促す工夫、主体的な活動を促す工夫、授業や探究活動での利活用の工夫が欠かせません。

第2章 基本的方針

変化する時代の中で、子どもが自ら「本をひらく」ことで、新しい知識や感動など、これまで知らなかった世界との出会いが子どもたちの「未来をひらく」ことにつながると考えられます。そこで、本県においては、「1日20分読書」運動を実施するとともに、「本がひらく わたしの未来」をキャッチフレーズに、計画を進めていくこととします。

「1日20分読書」運動～ 本がひらく わたしの未来 ～

「1日20分読書」運動とは、「全ての子どもが1日に少なくとも合計で20分程度の時間を読書に親しみましょう」という運動であり、第4次計画での運動を継続して行うこととします。

また、急激に変化する時代において、読解力や創造力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、必要とされる資質・能力を育み、多様な文化への理解を深めたりすることができます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進していくこととします。

1 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。

不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、乳幼児期からの読み聞かせを推進すること等が考えられます。

本県でも、高校生の不読率は、小学生、中学生に比べると高い状況が続いています。こうした状況を踏まえ、第4次計画の基本的な方針を維持し、乳幼児から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を推進することが求められます。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実を図ることや、友人同士で本を薦め合う活動、また、高校生は、電子書籍を利用するなど、読書経験が大人に近い部分もあるため、大人を含めた読書計画を策定することも重要です。

2 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等や様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

3 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・義務教育学校や高等学校において通常の学級に在籍しながら通級による個に応じた指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもの存在等も明らかになっています。このような多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備が必要です。

そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍※1」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等※2」という。）の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠となります。

4 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、子どもたちに言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていく必要があります。

※1 例えば、点字図書、拡大図書、LLブック等がある。

※2 例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック等がある。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいます。以下の事項について、認識を共有することが重要です。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、教師（司書教諭を含む）、学校司書、保育士、図書館職員、ボランティア等、関係者と保護者の連携・協力が必要となります。

地域における学習資源等の共有には、学校図書館間や図書館それぞれの連携だけでなく、学校図書館や図書館の連携・協力体制を強化することが重要となってきます。地域の図書等、資料の有効活用が図られるように推進します。

また、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、地域社会との協働を促進することが重要です。

2 人材育成

急速に変化するデジタル社会へ対応するために、ICTを効果的に活用したり、読書バリアフリー法や視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）に基づいてアクセシブルな書籍やアクセシブルな電子書籍等を整備したりする等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するため、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力は急速に変化し、複雑化しています。読書活動に携わる人材が、これらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修が必要です。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例を共有し、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を推進することが必要です。

達成目標② 〔市町村及び公立図書館・室の取組〕

公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施
〈 現状：39.5% → R10年度：80.0% 〉

〔配慮事項〕 研修内容に「1日20分読書」運動の意義や取組方法を含める。

3 普及活動

(1) 広報の推進

ア 子ども読書の日

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（推進法第10条第1項）

市町村、学校、図書館等においては、「お話会」、「一日図書館長」など、「子ども読書の日」の趣旨に添った取組が行われています。

また、本県では、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日として取り組んでいます。その他、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」等の広報・周知推進と取組の充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

イ 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、広報・啓発をすることが大切です。

本県では、県立図書館・県立奄美図書館や県教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取組等を広く提供します。また、関係機関・団体等のホームページから県教育委員会のホームページにリンクできるようにし、情報提供の場を広げます。

市町村や図書館においても、家庭への子どもの読書活動の推進に関する広報・啓発活動の充実が期待されます。

(2) 優れた取組の奨励

本県では、優良図書館等表彰や読書関係団体等による優良読書グループの表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取組の奨励を行い、関係者の取組の意欲を更に高め、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう努めます。

市町村においても、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取組を表彰するなどして、その活動を奨励していくことが期待されます。

平成29年度は62.8%の市町村で優れた取組に対する表彰を実施していましたが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症対策として実施できなかった市町村が多くありました。そのため、引き続き第4次計画の目標値70%を目標に取り組むこととします。

達成目標⑦〔市町村及び公立図書館・室の取組〕
優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰
〈 現状：39.5% → R10年度70.0% 〉
〔配慮事項〕「1日20分読書」運動への取組も奨励する。

(3) 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

- ① 就学前（幼稚園，保育所，認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）
乳幼児期には，周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに，絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら，絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）
 - ・低学年では，本の読み聞かせを聞くだけでなく，一人で本を読もうとするようになり，語彙の量が増え，文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
 - ・中学年になると，最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは，自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに，読む速度が上がり，多くの本を読むようになる。
 - ・高学年では，本の選択ができ始め，その良さを味わうことができるようになり，好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で，この段階で発達がとどまったり，読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合がある。
- ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）
多読の傾向は減少し，共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり，読書を将来に役立てようとするようになる。
- ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）
読書の目的，資料の種類に応じて，適切に読むことができる水準に達し，知的興味に応じ，一層幅広く，多様な読書ができるようになる。

※ 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）から引用

子どもの発達には多様であり，個々の子どもの状況を十分に考慮した上で，乳幼児期から継続的に個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

0歳児検診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、不読率の状況を確認しながら、学校種間の移行段階に着目した取組の推進に努めます。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上で、個々の発達段階や状況等に応じて、書籍や電子書籍等を柔軟に選択できる環境整備が重要となります。

(4) 子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われています。読書会やビブリオバトル、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等、子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進に努めます。

また、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、既存の取組に加え、ICTの活用による参加促進にも努めます。

【具体的な取組等について】

・読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式をとっても良い。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながるができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

・味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

・ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

・リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

・アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

・本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

・図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

・読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

・自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、

プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

・映画と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

・まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

・読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

※ 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）から引用

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものです。

読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、静かな環境をつくって読み聞かせをしたり、家族で好きな本について語り合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

2 家庭の取組の促進等

(1) 家庭での実践

ア 「1日20分読書」運動への取組を推進します。

イ 我が家の「読書の日」,「読書の時間」等を設定し,家族みんなで読書に取り組みます。

※ 「絵本や物語を読んでもらって」を合い言葉に,「心に残る1冊の本」に出会えるように取り組みましょう。

(2) 市町村における家庭への支援

ア 家庭での読書活動を支援するため,ブックスタート事業など,乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。

イ 保護者の読書活動への関心を高めるため,家庭教育学級や諸行事,P T A研修会等を通して啓発を図ります。

ウ 市町村(公立図書館や公民館を含む。)で,保護者を対象とする読書の重要性の理解を促すための講座を実施します。

子どもの読書活動を推進するためには,子どもにとって一番身近な保護者への啓発が大切であることから,数値目標を設定して取り組むこととします。新型コロナウイルス感染症対策として研修会を中止した市町村が多かったことから,第4次計画期間中設定した数値目標に達していません。そこで,令和10年度の目標値を前回同様90%に設定して取り組みます。

達成目標① [市町村及び公立図書館・室の取組]

保護者を対象とする,読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施

〈 現状:30.2% → R10年度:90.0% 〉

[配慮事項]「1日20分読書」運動への取組も奨励する。

エ 市町村において,読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめ,家族が触れ合う機会の提供に努めます。

オ 市役所・役場・保健所等,乳児に関わる事業を行う施設において,本の紹介やチラシの配布等によって保護者への啓発を図ります。

カ 乳幼児だけでなく,小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 公立図書館

(1) 子どもの読書活動の推進主体としての図書館の役割

公立図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子どもの読書活動の推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努めます。

ア 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供，乳幼児おはなし会，読み聞かせの支援，講座・展示会を実施します。

イ 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供や児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等を実施します。また，その保護者等を対象とした講座・展示会の実施，学校等の教育施設等との連携を図ります。

ウ 障害児と保護者に対するサービス

アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等，手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスを実施します。

エ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布や外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供，「やさしい日本語」による利用案内を行います。

オ 来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス，移動図書館を実施します。

カ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ，代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供します。

キ 多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するために，講座，相談会，資料展示会等を主催します。また，関係行政機関，学校，他の社会教育施設，民間の関係団体等と共催して多様な学習機会を提供します。学習活動のための施設・設備の供用，資料の提供等を通じた活動環境の整備も行います。

ク 運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し，達成状況等に関し自ら点検及び

評価を実施します。目標の設定に関し，図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を採用し，図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価を実施します。

(2) 子どもの読書活動を推進する公立図書館の取組

ア 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法，読書バリアフリー基本計画，「望ましい基準」を踏まえ，障害者団体など関係者からの意見も聴きつつ，障害者サービスの一層の充実を図ります。

本県では，点字図書等を所有する図書館は79.1%に上るものの，録音図書を所有する図書館は48.8%，拡大読書器を所有する図書館は34.9%，拡大鏡を所有する図書館は65.1%にとどまっています。

図書館は，アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等の整備・提供に努める必要があります。そのために，アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等の製作を行う施設・団体等と連携を図るとともに，対応する図書館職員等の資質向上やアクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーの設置等に努めることが重要です。

移動図書館によるサービスは，図書館から遠い地域に住む子ども等，図書館を利用しにくい環境にある子どもに読書の機会を提供することを可能にします。移動図書館を運行する場合は，運行回数の増大や巡回場所の拡充に努め，子どもやその保護者の視点に立った，きめ細かな図書館サービスを提供します。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために，多言語対応のほか，日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等に努めます。

子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会，講座，展示会，子ども同士で行う活動等の実施に当たっても，多様な子どもが参加できるよう，子どもの特性や状況等を踏まえ，工夫することが求められます。

読書に興味のない子どもを含めて，幅広く，読書のきっかけをつくるための取組の充実にも努めます。例えば，図書館において，絵画，工作，書道，スポーツ，ゲーム等，地域の子どもの親しみやすい分野の講座や展示会，他の社会教育施設，民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し，関連する図書紹介，図書館案内を取り入れます。

探究的な学習活動等に際し，子どもの多様な興味に応じて，図書館資料を効果的に活用できるよう，情報収集を支援します。

学校，保育所，認定こども園，児童館のみならず，子ども食堂等，子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等を行います。

地域の情報を集約し，様々な機関，団体等と連携・協力体制の構築を図ります。例えば，図書館等に子ども読書支援センターを設置し，司書等の図書館職員が学校や読書活動を推進する民間団体等の相談対

応や関連事業を実施します。

家庭でも学校でもない落ち着いた空間として、図書館が見直されており、子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もあります。

イ デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり、地域づくりを促進することが求められます。

現状として、図書館利用者がインターネットによって蔵書を検索できるOPAC（オンライン蔵書目録）の導入率は86.5%です。子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要です。

現在、県内の1割に満たない市町村が公立図書館で電子書籍の貸出しを行っており、4割の市町村が公立図書館で電子書籍の貸出しを予定又は検討しています。感染症の発生等による閉館中においても、子どもの本へのアクセスを可能とするよう、今後、多くの図書館で導入されることが予想されます。

また、子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実も期待されます。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や地域に根差したコンテンツの作成などに関係機関が連携して取り組むことなどが挙げられます。

子どもへの情報提供についても、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した情報発信を充実させることが重要です。著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえた多様な取組が実施されることが期待されています。

ウ 子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っています。図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見を聞く機会を積極的につくることが重要です。

例えば、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努めます。また、中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA（ヤングアダルト）コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする取組が考えられます。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながると考えられます。

また、障害のある子どもやその保護者等から意見を聞き、図書館の環境整備等に反映していくことも重要です。

(3) 図書館における取組の促進等

ア 図書館の設置・運営及び資料の充実

本県の公立図書館は、令和5年時点で65館です。市町村の図書館設置率は、令和5年現在、市立は94.7%ですが、町村立は50.0%と、町

村立図書館の設置が十分に進んでいない現状です。

子どもの読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要です。

既に公立図書館を設置している市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努めます。

特に、児童コーナー等を設置している図書館の割合は、93.3%であり、引き続き、子どものためのスペース確保に努めることが求められます。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられており、市町村は公立図書館等の図書館資料の計画的な整備が図られるよう努めます。

多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備にあたっては、民間などの多様な主体と連携することも重要です。国は、図書館などの社会教育施設においてもPPP/PFI^{※3}の活用等による官民連携を推進しています。

また、図書館などの社会教育施設のデジタル化を推進することにより、図書館での手続きの簡略化・効率化を進め、地域住民の利便性を高めることも重要です。

イ 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供や読み聞かせ会等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、さらに、子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

公立図書館の職員の配置については、地方財政措置が講じられているところであり、県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努めます。

※3 官民連携。

PPP(Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的資料や行政の効率化等を図るもの。

PFI(Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

2 民間団体等への支援

本県には多くの親子読書会や読書グループがあり，子どもの読書活動の推進に関する県民への理解や関心を広めるとともに，子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど，子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。

しかし，会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの民間団体の活動を生かせるよう，環境を整備することが必要です。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

民間団体の活動は，子どもたちと触れ合う機会が多いため，常に新鮮な情報を取り入れ，技能を高めていくことが必要です。市町村や公立図書館には，既存の民間団体の資質向上を図るとともに，新たなボランティアを養成し，地域の読書活動の活性化を図ることが求められます。そのために，子どもの読書活動に関わる，新たなボランティアを養成する研修会を実施する市町村が，令和10年度に70%になることを目標として取り組みます。

達成目標③ 〔市町村及び公立図書館・室の取組〕

子どもの読書活動に関わる，新たなボランティアを養成する研修会等の実施

〈 現状：16.3% → R10年度：70.0% 〉

〔配慮事項〕研修内容に「1日20分読書」運動の意義や取組方法を含める。

(2) 民間団体への支援

ア 活動の場や機会を提供します。

イ 民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力します。

ウ 「子どもゆめ基金」※4等の事業を紹介します。

※4 子どもの読書活動の振興を図る取組の裾野を広げ，子どもの健全な育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組まれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

ア 計画的な取組を推進します。

幼稚園・保育所・認定こども園等では、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通して、絵本や物語に親しむことができるような活動を、今後とも積極的に行うことが期待されています。

イ 多様な読書活動に取り組みます。

異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することが重要です。

ウ 保護者への啓発に努めます。

読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや読み聞かせ等の意義について、保護者への啓発を行うことが求められています。また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせなどの読書活動を推進することが期待されます。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア 乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を手渡したりして、「ブックスタート」による家庭と連携した読書活動の推進を図ります。

イ 教職員や保育士だけでなく親子読書グループ等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

(3) 子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所等の機能強化

ア 読書環境の整備に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができ

るようなスペースの確保などの環境整備を図るよう促していきます。
また、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めるよう促していきます。

イ 成長に応じた図書の選定に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園等は公立図書館・室の協力を得て、成長に応じた図書を選定できるよう促していきます。

ウ 教諭や保育士等の資質向上に努めます。

読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

エ 乳幼児の読書の状況について校種間の連携に努めます。

小学校入学を前に行われている幼保小連絡会の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても情報連携を積極的に図ります。

2 小学校・中学校・義務教育学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

ア 「1日20分読書」運動に取り組むに当たって、図書館資料の充実は欠かせません。文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。

小学校・中学校・義務教育学校における学校図書館図書標準の達成率が全国平均より低いことを踏まえ、令和10年度までに県内の小学校85%、中学校70%が図書標準を達成することを目指します。

達成目標④ 〔市町村及び小学校・中学校・義務教育学校の取組〕

学校図書館図書標準の達成

〈 現状：小67.1%、中57.7% → R10年度：小85.0%、中70.0% 〉

〔配慮事項〕 図書購入に当たっては、幅広い分野から選書するとともに、情報が古くなった図書等の更新を行う。

市町村においては、図書費予算の充実を図るよう努める。

※ 県も学校図書館図書標準の周知・徹底を図ります。

イ 全校一斉読書（朝読書を含む。）の時間を設定し、教職員と児童生徒が一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

ウ 学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力の育成のため、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を充実させることが求められています。そこで、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で学校図書館の効果的な利活用を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の自発的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させます。

エ 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員等を中心に、「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、「ブックトーク」や「アニメーション」等の読書への関心を高める活動、「読書会」、「ペア読書」、「書評合戦（ビブリオバトル）」等の協働的な活動、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童生徒の実態に応じてICTを効果的に活用しながら多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

これらの取組に学校司書の果たす役割は大きいため、小学校・中学校・義務教育学校への配置の更なる充実が求められます。

また、調べ学習等に用いる図鑑や事典、新聞等の資料だけでなく、多様な背景を持つ児童生徒に対して読書機会の提供ができるようアクセシブルな電子書籍等を充実できるように校内で検討します。

オ 「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能を充実させます。

カ 児童生徒の意見聴取の機会を確保したり、児童生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。

キ 小中連携の取組の中で、読書体験や読書活動の様子について情報交換を行ったり、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進したりします。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書方法の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。

ウ 親子読書や朝読み夕読みの取組を支援します。

エ 親子読書会や読書グループ，公立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

オ 関係機関との連携により，就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し，小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには，教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに，国語科のみならず，全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため，学校図書館の活用や読書指導の在り方について，読書指導に関する研究協議や先進的な取組を共有するなどして，全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や学校司書等と連携を図り，全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。

イ 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として，1日20分程度の読書に親しみ，読書活動が習慣化していくために，それぞれの学校に応じた取組を推進します。

ア 不読率を低減させるため，全校一斉読書等に積極的に取り組みます。

イ 学校図書館の利用を年間指導計画に位置付けて，意図的・計画的な読書活動を推進します。また，各教科や総合的な探究の時間等の年間指導計画を図書館に配備し，指導内容と関連する図書館資料の提供に努めます。

ウ ブックトーク，書評合戦（ビブリオバトル），推薦図書を選定，推薦図書コーナーの設置等，生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。

エ 委員会活動等，生徒の主体的な取組を推進します。

オ 創造的かつ多様な読書活動を工夫し、生徒が読書のよさを体感できる活動に取り組みます。具体的には、始業前や部活動前の10分間読書、小学生や中学生への読み聞かせ、中学生への入学説明会での必読書紹介等の取組が考えられます。

カ 学校においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展しています。こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な生徒たちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、生徒たちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDXを推進することが求められます。

達成目標⑤ 〔高等学校の取組〕

不読率の低減〈 現状：34.3% → R10年度：26.0% 〉

〔配慮事項〕小学校・中学校での読書活動を生かした指導を工夫する。

また、図書館を利用しない生徒の関心を図書館に向かせるためには、教師や学校司書からの情報だけでなく、生徒同士の情報交換が効果的です。このため、全ての高等学校で、委員会活動等の主体的かつ創意ある活動を推進します。

達成目標⑥ 〔高等学校の取組〕

高校生の視点に立った読書活動への関心を高める取組の実施

〈 R10年度：全校実施 〉

〔配慮事項〕生徒が主体的に読書活動を行えるよう、生徒の意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。

イ 公立図書館・室や県立図書館・県立奄美図書館と連携して、多様な読書活動を推進します。

(3) 全教職員の意識高揚

読書活動を指導するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や学校司書等を中心とした全校体制での読書活動を推進します。

イ 各教科や総合的な探究の時間等の内容に関連した図書館資料の整備・充実に努めます。

ウ 各教科や総合的な探究の時間等での図書館利用の促進を図ります。

4 障害のある子どもの読書活動の推進

視覚障害者等の子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進します。

- (1) アクセシブルな書籍を充実させる等、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備します。
- (2) 利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、やさしい日本語やピクトグラム、点字等による表示等、円滑な利用のための支援の充実に努めます。
- (3) 鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携、資料の活用促進を図ります。
- (4) 子どもたちの実態に合わせた読み聞かせなどの読書活動の促進に努めます。

5 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど、連携・協力も必要です。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の視点に立った読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努めます。

イ 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努めます。

ウ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LANの整備に努めるとともに、電子書籍の導入やインターネットを利用した公立図書館との情報の共有化を図ります。

エ 校長は、学校図書館の館長であるという認識をもち、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関して、リーダーシップを強く発揮することが望まれます。

(ア) 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営に努めます。

(イ) 司書教諭を含む全ての教職員，学校司書，地域のボランティア等が連携・協力して，計画的・組織的に学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。

(ウ) 推進委員会等，校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。

(エ) 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。

(オ) 地域のボランティアの積極的な活用に努めます。

オ 学校図書館の地域への開放に努めます。

(ア) 平日における学校図書館の開放を推進します。

(イ) 長期休業期間等における地域のボランティア等の協力による開放を促進します。

(2) 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 公立図書館からの団体貸出や公立図書館司書の積極的な活用を図ります。

イ 近隣の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等，連携・協力を努めます。

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・市町村・関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

県においては、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる子ども読書活動推進会議を設け、推進体制の整備を図ります。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

県は、「第5次子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等の配布、各市町村が取り組んだ施策等の情報の提供等、地域の特性を生かした取組を支援するとともに、市町村相互の連携・協力が図られるような場を設けるよう努めます。

なお、市町村は、住民に身近な地方公共団体として、子ども読書活動に果たす役割が重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待されます。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会と連携・協力することが必要です。

また、民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、県は、市町村職員の研修会や鹿児島県図書館協会を通じて、民間団体間の連携・協力が図られるよう啓発・広報に努めます。

特に、年に1回開催する「鹿児島県図書館大会」は、県内の読書活動を推進するために、公共図書館や学校図書館の関係者を中心に、行政関係者、PTA、親子読書会、幼稚園・保育園・認定こども園等読書に関わる県民が一堂に会し、連携を深め、読書活動の推進のために図書館が発揮すべき力について、共に考える機会となっています。

なお、市町村においては、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していくことが期待されます。

【資料】

第5次推進計画における達成目標（R10年度までの目標値）

「1日20分読書」運動 ～ 本がひらく わたしの未来 ～

	取組の主体	項目	H29年度の状況	R4年度の状況	R10年度の目標値
①	市町村及び公立図書館・室	保護者を対象とする，読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施	79.1%	30.2%	90.0%
②	市町村及び公立図書館・室	公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施	65.1%	39.5%	80.0%
③	市町村及び公立図書館・室	子どもの読書活動に関わる，新たなボランティアを養成する研修会等の実施	41.9%	16.3%	70.0%
④	市町村及び小学校・中学校・義務教育学校	学校図書館図書標準の達成	※1 小64.8% 中52.0%	※2 67.1% 51.7%	小85.0% 中70.0%
⑤	高等学校	不読率の低減	33.0%	33.0%	26.0%
⑥	高等学校	高校生の視点に立った読書活動への関心を高める取組の実施			全校実施
⑦	市町村及び公立図書館・室	優れた読書活動を推進している学校や団体，個人の表彰	62.8%	39.5%	70.0%

※1はH28年度文部科学省調査の数値

※2はR2年度文部科学省調査の数値

※ R4年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，対面で実施する研修会や表彰式等の数値が第4次改定前（平成29年度）より下がっていると考えられます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動に関するホームページ一覧

ホームページ	主な内容	ホームページアドレス	二次元コード
鹿児島県教育庁社会教育課	○子どもの読書活動	https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/shogai/dokusyo/index.html	
鹿児島県立図書館	○子どもの読書情報	https://www.library.pref.kagoshima.jp/honkan	
鹿児島県立奄美図書館	○ネリヤカナヤ創作童話コンクール ○こどものほん	https://www.library.pref.kagoshima.jp/amami	
鹿児島県図書館協会	○県図協だより ○親子読書会結成状況	https://www.library.pref.kagoshima.jp/kentokyo	
文部科学省子ども読書の情報館	○全国の取組事例等	https://kodomodokusyo.go.jp	
国立国会図書館国際子ども図書館	○子どもと本に関するニュース等	https://www.kodomo.go.jp	
公益社団法人全国学校図書館協議会	○学校図書館担当者のための情報館 ○よい絵本等	https://www.j-sla.or.jp	
公益社団法人読書推進運動協議会	○こどもの読書週間 ○読書週間等	http://www.dokusyo.or.jp	
特定非営利活動法人ブックスタート	○ブックスタートとは ○自治体の方へ等	https://www.bookstart.or.jp	
子どもゆめ基金	○子どもゆめ基金とは ○助成活動紹介等	https://yumekikin.niye.go.jp	